

ドッグラン施設会員規約

■会員権等

1. 本ドッグラン施設（以下本施設と言う。）の会員権は、入会が認められた日から3年間有効とする。なお、会員が途中で脱退等した場合でも、会員権の対価は一切返還されないものとする。
2. 会員の地位を譲渡等の処分をする場合には、事前に、会員は運営者の書面による承諾を得るものとする。
3. 本施設は会員、または会員の18歳以上の家族のみ利用できるものとする（以下、本施設を利用するものを「利用者」と言う。）。ただし、18歳未満の会員の子は、会員と同伴の場合には利用可とする。
4. 本施設の利用者は、運営者に届け出て登録した犬のみ、本施設に入場させられるものとする。
5. 前項の登録する犬は、過去1年以内に狂犬病予防注射が済んでいることとし、以後も、1年が経過しない間に狂犬病予防注射を接種するものとする。

■利用方法

1. 本施設は、運営者が事前に定める日（1週間に3日）にのみ開場するものとする。
2. 本施設の利用枠は、1日2枠、午前枠（10時～12時）及び午後枠（14時～16時）とし、会員は1枠あたり1名とする。
3. 会員は、運営者が事前に公開する本施設の利用枠を踏まえ、運営者が指定する方法により、利用申し込みを行い、運営者から利用の了承を得られた場合にのみ、本施設を利用できるものとする。
4. 会員は、原則1ヶ月に1回（1枠）は本施設を利用できるものとする。ただし、利用可能な枠に空きがある場合は、この限りではない。
5. 本施設の利用料は、1回（1枠）あたり1万円（税別）とする。
6. 本施設は、1枠に1頭まで入場できるものとする。
7. 利用者は、入退場時、必ず出入口の扉を閉めるものとする。
8. 利用者は必ず登録した犬と一緒に入退場し、本施設内でも常に注意を怠らないものとする。
9. 犬の排泄物やゴミは利用者が持ち帰るものとする。
10. 犬が尿をした箇所は水をかけて、洗浄するものとする。
11. 犬が掘った穴は、利用者の責任で埋め戻すものとする。
12. 本施設内を、利用者または入場させた犬が、破損させた場合は、利用者は、その補修に要する費用を負担するものとする。
13. 犬以外のペットを連れて入場することは禁止とする。

14. 乳幼児（0～6歳）の入場は禁止とする。
15. 犬の食べ物の持ち込み（ご褒美、おやつを含む）、人の食べ物の持ち込みは不可とする。
16. 本施設内は禁煙とする。

■事故等の対応

1. 本施設の利用により生じた如何なる事故・怪我・その他の一切のトラブルは自己責任とし、運営者は一切の責任を負わないものとする。
2. 本施設利用による伝染病の疾病や皮膚疾患、内部・外部帰省中に感染した場合、運営者は一切の責任を負いません。
3. 事故（人・犬）が起きた場合は、必ず速やかに運営者に報告するものとする。

■その他

1. 本施設内の植物管理、施設管理等を予告なく行う場合があり、その際は利用を制限するものとする。
2. 本施設内の環境（積雪等）により、やむを得ず利用を制限する場合があり、会員はこれに異議を述べないものとする。
3. 運営者の指示に従わない場合、その他、運営者が管理上支障があると判断した場合は、利用を断る場合がある。
4. 会員又はその同伴者が、本規約を守らない場合、その他迷惑行為があった場合には会員の地位を剥奪するものとする。この場合、会員料は一切返還しないものとする。
5. 本規約は予告なく改訂する場合があるものとする。

私は、以上の規約を十分に理解お寄り了承したうえで、会員となります。

年 月 日

住所

氏名

印